⑵ Classification of the services to be procured : 42
⑶ Subject matter of the contract : Tunnel inspection duties
⑷ Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 11 April 2012 (by bringing, mail : 4 : 00 p.m. 11 April 2012)
⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 20 June 2012 (tenders brought with 4 : 00 p.m. 20 June 2012 or submitted by mail : 4 : 00 p.m. 20 June 2012)
⑹ Contact point for tender documentation : Shouji Takahashi, Procurement Section, Accounting Division, Hokkaido Regional Development Bureau, North 8, West 2, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5247

○開発会計第18号（No.18）

1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　橋梁診断業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　北海道開発局管内の直轄国道に架設されている橋梁について診断を実施するものであり、具体的内容は次に示すとおりである。
①　橋梁診断　当該年度予定する771橋の定期点検橋梁の診断を行う。
②　橋梁管理カルテ　診断結果である対策区分判定について、「橋梁定期点検要領平成16年３月」様式１、10、11、への記載、橋梁管理カルテの更新を行う（定期点検771橋、第三者被害予防措置260橋、コンクリート橋の塩害に関する特定点検24橋）。
⑷～⑹　開発会計第17号の１⑷～⑹に同じ。
2　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
①　開発会計第17号の２⑴①に同じ。
②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月30日付け北海道開発局長）に示すところにより北海道開発局長から橋梁診断業務に係る設計共同体として競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。
⑵　開発会計第17号の２⑵に同じ。
3　総合評価に関する事項
⑴～⑵　開発会計第17号の３⑴～⑵に同じ。
4　入札手続等
⑴～⑸　開発会計第17号の４⑴～⑸に同じ。
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は書留郵便とすること。
ア～イ　開発会計第17号の４⑹ア～イに同じ。
ウ　郵送による入札書の受領期限は、平成24年６月20日16時00分。郵送先は、北海道開発局開発監理部会計課調達係。
開札は、平成24年６月21日10時30分　北海道開発局入札公示室にて行う。
5　その他
⑴～⑻　開発会計第17号の５⑴～⑻に同じ。
6　Summary
⑴, ⑵ and ⑷～⑹　The same with the notice above (No. 17)
⑶　Subject matter of the contract : Bridge diagnosis duties

資　格

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省の地方整備局（港湾空港関係を除く。）、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）及び大臣官房官庁営繕部（以下「地方整備局等」という。）の所掌する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結しようとする者に必要な一般競争（指名競争）参加資格で、平成24年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

平成24年３月30日

国土交通省大臣官房地方課長　中原　　淳
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
下山　洋文

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　工事種別
建設工事の工事種別は、次の①から㉑まで（大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事については、①、④、⑤、⑦、⑧、⑫、⑯、⑲、⑳及び㉑）に掲げるものとする。
①　一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事）
②　アスファルト舗装工事（ほ装工事）
③　鋼橋上部工事（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事）
④　造園工事（造園工事）
⑤　建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事）
⑥　木造建築工事（建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事）
⑦　電気設備工事（電気工事）
⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　セメント・コンクリート舗装工事（ほ装工事）
⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑪　法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）
⑫　塗装工事（塗装工事）
⑬　維持修繕工事（土木一式工事、ほ装工事、電気工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、防水工事、機械器具設置工事、塗装工事）
⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）

〔注〕　かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。

2　業種区分
測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次の①から⑤まで（国土技術政策総合研究所の所掌する測量・建設コンサルタント等業務にあっては①から④まで、大臣官房官庁営繕部の所掌する測量・建設コンサルタント等業務については①、②及び④）に掲げるものとする。
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

3　申請の時期及び場所
申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時、申請を受け付ける。
また、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約を締結しようとする者であって、６に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けていないものである場合においては、建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は測量・建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式若しくは公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した地方整備局の総務部契約課（国土技術政策総合研究所の所掌に係る調達契約にあっては、国土技術政策総合研究所総務部会計課、大臣官房官庁営繕部の所掌に係る調達契約にあっては、大臣官房官庁営繕部管理課）においても申請を受け付けるものとする。

4　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html